

一級河川阿武隈川水系

郡山圏域河川整備計画

平成18年4月

福島県

郡山圏域河川整備計画 目 次

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 流域と河川の状況

- (1) 流域の概要 1
- (2) 治水事業の変遷 4
- (3) 利水の変遷 6

2 河川整備計画の目標

- (1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 7
- (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 7
- (3) 河川環境の整備と保全に関する事項 9

3 計画対象区間および対象期間

- (1) 計画対象期間 11
- (2) 計画対象区間 11

第2 河川の整備の実施に関する事項

- 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 13

2 河川の維持の目的、種類、施行の場所

- (1) 河川の維持の目的 29
- (2) 河川の維持の種類、施行の場所 29

3 その他の河川整備を行うために必要な事項

- (1) 河川情報の提供に関する事項 31
- (2) 地域や関係機関との連携等に関する事項 31

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 流域と河川の状況

(1) 流域の概要

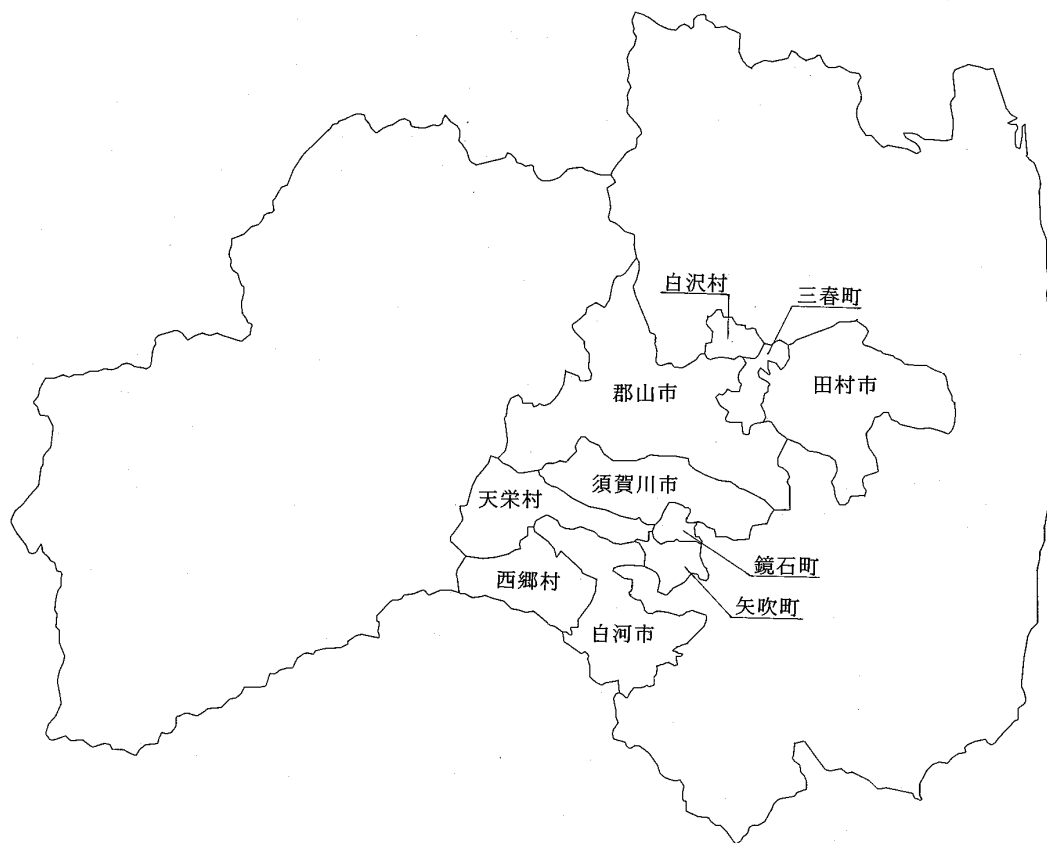
ア 流域

郡山圏域は、阿武隈川水系の中流部に位置し、福島県の経済、文化の中心都市である郡山市を含む4市（郡山市、須賀川市、白河市、田村市）3町（三春町、鏡石町、矢吹町）3村（白沢村、天栄村、西郷村）内に属する、一級河川阿武隈川水系一次支川13河川、一級河川延長約225km、流域面積約948.5km²とする。

本地域は、周囲を西は奥羽山脈、東は阿武隈高地に挟まれた地域で、豊かな森林地帯を源とする阿武隈川の流域内に、郡山盆地が形成され、郡山市、須賀川市などの都市と水田、耕地が広がっている。

また、東北新幹線、東北自動車道が整備され、商工業、農業など多様な産業の集積と公的な産業支援機能や高次な都市機能の集積度が高く、本県の産業経済の中核的な地域としての役割を担っている。

さらに、福島空港、磐越自動車道の整備が進み、高速交通体系の要衝として、地域の発展可能性は一層高まりつつある。



郡山圏域構成市町村の概要

イ 社会環境

圏域の人口は約 54 万人であり、圏域全体で増加傾向にある。また圏域内の中心地でもある郡山市の人口は、全体の約 6 割を占めている。

圏域の土地利用状況は、約 67%が農地、山林地、約 5%が宅地であり、農地や山林地の占める割合が多いものの、産業は総生産額で見ると、第 2 次、第 3 次産業が全体の 44%、54%を占め、第 1 次産業は 2%程度となっている。これは、近年における経済社会の成熟化に伴う産業構造の転換の進展によるものである。特に郡山市、須賀川市を中心とした地域は、福島県の産業経済の中核的役割を担っており商工業の発展とともに都市化が進行している。

また、周辺には城下町から発達した三春町のように道場町通り、大町裏通り等往時を偲ばせる町並みが残る歴史的風土を有している地域がある。

本地域はいわき市と新潟市を結ぶ磐越自動車道、首都圏と東北圏とを結ぶ東北自動車道や東北新幹線の交差点に位置し、経済、文化の交流などあらゆる面で重要な地域であり、本県の中核的な役割を担っている。

ウ 自然環境

郡山圏域は、ほぼ中央を南から北へと阿武隈川が流れ、その左岸にあたる西側には阿羽山脈があり、右岸にあたる東側には阿武隈山地がある。これら山地部からの河川が平地部において阿武隈川に流入している。

山沿いの地域は地形が急で落差が大きくなっているが中央部は概ね平坦な丘陵をなしている。河川についても山間部の流れは急であるが山間部を抜けると下流になるにつれて、流れが緩やかになり、沿川も田園地帯、市街地が広がり、河川景観も様相が変化している。

圏域の河川では、河岸付近にアシ、マコモ、ヤナギ類等が繁茂し、河岸上部にはハリエンジュ等が存在している。

また、山地部を流れる河川についてはヤマメ、イワナ、カジカ等が生息しており、中央部を流れる河川はコイ、フナ、ウグイ、ウナギ、ドジョウ等が生息している。

市街地が発達している地域には周辺に自然が少なくなっているため、河川沿いの緑が鳥や小動物の貴重な生息空間となっている。更に、郡山市の中心部を流下している逢瀬川、須賀川市の中心部を流下している釈迦堂川については市街地に親水公園があり、地域住民の憩いの場となっている。

圏域河川の水質の類型指定は、逢瀬川、釈迦堂川の上流及び大滝根川、谷田川でそれぞれが A 類型に指定されている。また、逢瀬川の中・下流部で B 類型、C 類型、釈迦堂川下流部では B 類型に指定されている。

河床は上～下流部でそれ程変化はなく、砂、石、礫が主であり、洲と澁筋が形成されている。

気候は、内陸性の気候となっており夏はあまり暑くなく、冬の降雪も少ない。年間を通じて乾湿の差が小さく、比較的温和な気候である。

阿武隈山地では大滝根川上流域の入水鍾乳洞やツツジ、桜、紅葉などの名所が多いことから阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている。阿武隈山地は全体的にアカマツ林が発達しているが、滝根地区には仙台平カルストの石灰岩地帯にケヤキ林などもある。哺乳類は阿武隈山地一帯にかけてイノシシ、キツネ、タヌキなどが生息している。

一方、奥羽山脈では、山田原のブナ林、江花のイヌブナ林、浄土松のアカマツ林などがあり、緑豊かな風景を呈しており、哺乳類はツキノワグマ、カモシカ、ニホンザルなどが生息している。



(2) 治水事業の変遷

郡山圏域においては、洪水に対する浸水被害の解消を目的として昭和 40 年代前半より河川改修事業が行われてきており、圃場整備や区画整理と一体となった河川整備や水害の再発防止のための改良復旧事業による河川整備が進められてきた。しかし、近年において河川沿川の都市化の進行に伴い都市部を中心とした浸水被害が度々発生しており、特に昭和 61 年 8 月の台風 10 号による豪雨では、郡山市の中心部を流れる逢瀬川や谷田川で堤防の決壊による浸水被害、須賀川市の市街地を流れる釈迦堂川や滑川、また、三春町、田村市の市街地を流下する桜川、大滝根川及び白河市を流れる隈戸川では溢水による浸水被害が発生し、その被害は浸水面積約 4.2km²、被災家屋棟数（床上、床下、半壊、全壊の合計）1264 棟に及んだ。その後、河川改修による整備を行っていたが、平成 10 年 8 月の豪雨では逢瀬川、釈迦堂川の他に郡山市の市街地を流れる南川や笹原川においても浸水被害が発生し、また、桜川、大滝根川、牧野川、隈戸川においても浸水被害が発生した。（表 - 1）

このため、これらの地域において家屋の浸水被害を解消すべく、河川改修事業を現在も実施中である。



出典；災害記録誌

(S61.8 月 4 ~ 5 日洪水 災害状況)

表-1 郡山圏域における近年の主要な水害発生状況

| 水害発生年月日 | 異常気象名 | 河川名 | 市町村名 | 水害区域面積 (m ²) | | | 被災家屋棟数 (棟) | | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------------|--------------------------|-----------|---------|------------|--------|-----|------|---|-------|
| | | | | 農地 | 宅地 その他 | 計 | 床下浸水 | 床上浸水 | 半壊 | 全壊流出 | 計 | |
| 昭和61年 | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 桜川 | 三春町 | 0 | 495 | 495 | 201 | 3 | 0 | 0 | 204 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 桜川 (八島川) | 三春町 | 64 | 20 | 84 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 桜川 (八島川) | 田村市 | 100 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 桜川 (御祭川) | 三春町 | 83 | 0 | 83 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 大滝根川 | 三春町 | 120 | 233 | 353 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 大滝根川 | 田村市 | 18 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 大滝根川 | 田村市 | 1,794 | 182 | 1,976 | 22 | 18 | 0 | 0 | 40 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 大滝根川 | 郡山市 | 38 | 2 | 40 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 大滝根川 (谷田川) | 郡山市 | - | - | 2,756,000 | 76 | 210 | - | - | 286 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 逢瀬川 | 郡山市 | - | - | 1,345,000 | 87 | 277 | - | - | 364 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 滑川 | 岩瀬村 | 320 | 0 | 320 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 滑川 | 須賀川市 | 3,500 | 1,100 | 4,600 | 27 | 62 | 0 | 0 | 89 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 | 須賀川市 | 14,600 | 10,000 | 24,600 | 82 | 151 | 0 | 0 | 233 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 | 天栄村 | 510 | 30 | 540 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 | 鏡石町 | 12,600 | 0 | 12,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 | 矢吹町 | 0 | 4 | 4 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 (隈戸川) | 天栄村 | 45 | 0 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 (隈戸川) | 鏡石町 | 1,830 | 2 | 1,832 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 (隈戸川) | 大信村 | 7,883 | 7 | 7,890 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 8.2～8.10 | 台風10号 豪雨 | 釈迦堂川 (隈戸川) | 矢吹町 | 0 | 8 | 8 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 合計 | | | | 43,505 | 12,083 | 4,156,588 | 508 | 736 | 0 | 0 | 1,244 |
| 平成元年 | 7.24～8.7 | 豪雨 | 大滝根川 | 田村市 | 1,130 | 2,753 | 3,883 | 85 | 135 | 0 | 0 | 220 |
| | 7.24～8.7 | 豪雨 | 大滝根川 | 田村市 | 5,034 | 36 | 5,070 | 6 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | 7.24～8.7 | 豪雨 | 大滝根川 | 田村市 | 850 | 57 | 907 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| | 8.9～8.10 | 豪雨 | 大滝根川 | 田村市 | 1,639 | 15 | 1,654 | 4 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| | 8.24～8.29 | 台風17号 豪雨 | 滑川 | 須賀川市 | 25 | 20 | 45 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 合計 | | | | 8,678 | 2,881 | 11,559 | 99 | 139 | 0 | 0 |
| 平成10年 | 7.29 | 豪雨 | 桜川 | 三春町 | - | 19,879 | 19,879 | 97 | 19 | - | - | 116 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 逢瀬川 | 郡山市 | 0 | 700 | 700 | 6 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 南川 | 郡山市 | 0 | 30,400 | 30,400 | 111 | 147 | 0 | 0 | 258 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 笹原川 | 郡山市 | 0 | 1,600 | 1,600 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 滑川 | 須賀川市 | 340,484 | 0 | 340,484 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 釈迦堂川 | 鏡石町 | 411,568 | 91,334 | 502,902 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 釈迦堂川 | 須賀川市 | 1,658,896 | 321,245 | 1,980,141 | 36 | 184 | 0 | 3 | 223 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 釈迦堂川 (隈戸川) | 鏡石町 | 155,014 | 22,450 | 177,464 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 8.25～8.31 | 豪雨 | 釈迦堂川 (隈戸川) | 矢吹町 | 544,461 | 2,228 | 546,689 | 1 | 5 | 0 | 0 | 6 |
| | 合計 | | | | 3,110,423 | 489,836 | 3,600,259 | 261 | 357 | 0 | 3 | 621 |

出典：水害統計

昭和61年8月洪水の逢瀬川と谷田川については“災害記録誌(福島県県中建設事務所)”より氾濫面積と突戸数を用いた。

(3) 利水の変遷

郡山圏域の各河川からの利水については農業用水、水道用水、工業用水の他、生活用水等の生活用水の取水が行われている。

郡山市においては、広大な猪苗代湖を背後にひかえ、安積平野の開拓を目的に猪苗代湖疏水事業を実施しており、これは明治 15 年に完成した。これにより安積疏水は農業用水として利用されてきた。その後、明治 30 年代以降には安積疏水を利用した水力発電によって錦糸紡績、機械、化学工業、窯業、木材業などの産業が発達したことによって工業立地の基盤ができ、福島県の産業経済の中心的な都市へと発展してきた。その後、昭和 31 年に羽鳥ダムが建設され、大信村等の圏域南部での農業用水として利用している。

また、平成 10 年には大滝根川に三春ダムが建設され、周辺の地域に農業用水、工業用水、水道用水として供給されている。

2 河川整備計画の目標

事業を進めるに当たっては、施設整備の必要性、計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向等を的確に踏まえて、治水効果の早期発揮に向けて順次、整備を進めることが必要である。

(1) 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

ア 課題

本県経済の中核的役割を担う郡山市や須賀川市は、都市化の進行と共に氾濫区域内への人口、資産の集中が進み、洪水による影響は生活環境のみに留まらず、社会経済活動へ多大なる打撃を及ぼすことが懸念される。

また、圏域内の他の市街地を貫流する河川についても、度々浸水被害が発生しており、住民生活に著しい影響を及ぼしている。

昭和 61 年 8 月の台風 10 号をはじめとして、度々浸水被害に見舞われていることから、洪水被害を防ぐための河川改修事業をこれまでに実施してきている。

しかし、平成元年 8 月の豪雨や平成 10 年 8 月の豪雨による被害等、現在も度重なる被害を蒙っていることや、圏域としての河川改修状況（改修率 39.0%）を踏まえると、治水の現状として十分なものとは言えない。

これらの浸水被害を防止することにより、安定した生活環境及び社会経済活動の確保が地域の課題となっている。

$$\text{注) 改修率(\%)} = \frac{\text{一定計画に基づき改修された延長}}{\text{指定区間のうち改修を必要とする延長}} \times 100$$

イ 目標

本整備計画では、市町村中心部の貫流の有無、流域の規模、河川沿川の都市化の状況と社会経済的重要度等を考慮し、特に市街化が著しく重要度が高まっている河川及び頻繁に浸水被害を受けて安全度が低い河川について、洪水が安全に流下できるように重点的に河川整備を実施する。整備に要する期間として今後 30 年を目途とし、河川整備を実施すべき河川について、おおむね戦後最大洪水規模相当を目標とし、昭和 61 年 8 月（台風 10 号）洪水等の浸水被害を解消する。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア 課題

本圏域の阿武隈川左岸側には、北部に猪苗代湖を水源とした安積疏水が、南部に羽鳥湖を水源とした羽鳥用水があり、かんがい用水として利用されている。阿武隈川右岸においては、元来河川水をかんがい用水として利用している外、平成 10 年に完成した三春ダムにおいてもかんがい用水を確保している。また、水道用水としては河川流水の外、猪苗代湖、三春ダムの貯水を利用し、供給されており、特に不足は生じていない。

各河川には、許可、慣行の水利権が設定されており、農業用水、水道用水、工業用水の外、生活用水にも利用され、重要な役割を担っている。このため今後も河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図る必要はあるものの、際立った湯水被害は発生していない状況にある。

水質については、逢瀬川、釈迦堂川の上流部、大滝根川及び谷田川で A 類型に、逢瀬川の中、下流部では B 類型、C 類型に、釈迦堂川下流部では B 類型にそれぞれ指定されている。A 類型では大滝根川上流部で、B 類型では逢瀬川中流部で経年的に環境基準を満たしておらず、また、釈迦堂川においては、平成 9 年以降環境基準を満足してきているものの、過去において基準を上回る現象が生じており、監視を行っていく必要がある。

イ 目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量の設定については、河川が地域の貴重な資源であることから、動植物の保護や景観、水質の保全に配慮するため、関係市町村、水利関係者、河川愛護団体及び漁業関係者から積極的に情報を収集するとともに、引き続き流量データの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

さらに、環境基準を満たしていない河川については数値の動向をみながら、関係機関との調整を図るものとする。

また、有限な資源である水の有効利用や、動植物の生息・生育の保全を図るためにも、関係利水者等との連携を取りながら適正な水運用を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア 課題

圏域の東側に位置する阿武隈山地部の河川においては、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されているなど良好な自然環境が残されている。特に大滝根川の桜並木、桜川の歴史的町並みなど特色のある地域である。

また、圏域中央の平地部の河川においては、釈迦堂川の花火大会やふれあいロード、逢瀬川の親水公園など河川空間の利用が行われている。

このように圏域内の河川は生物の貴重な生息空間となっており、河川空間の利用も行われていることから、これらの良好な河川環境や景観を将来にわたって保存することが課題として挙げられる。また、空間利用が行われているところについては、水辺利用に配慮した整備を行うことが課題として挙げられる。



(釈迦堂川ふれあいロード)



(逢瀬川親水公園)

イ 目標

圏域の東側に位置する阿武隈山地部の河川においては、動植物の生育、生息環境に配慮するとともに、良好な自然環境との調和と歴史的な町並み景観等、地域の特性を生かした河川整備をすすめる。

また、圏域中央の平地部の河川においては、河川空間への社会的要請と調整を図りつつ、動植物の生息・生育に配慮するとともに、うるおいと安らぎのある水辺空間の整備と保全に努める。

3 計画対象期間及び計画対象区間に関する事項

(1) 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：おおよそ 30 年

(2) 計画対象区間

本整備計画は、郡山圏域内の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表 市町村と関連する河川

| No. | 河川名 | 本支川 | 区域 | 流域面積 (km ²) | 指定区間延長 (km) |
|-----|-------|------|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 1 | 仲川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 16.8 | 6.5 |
| 2 | 白岩川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 21.1 | 7.0 |
| 3 | 朝日出川 | 2次支川 | 白岩川合流点～指定区間上流端 | 4.3 | 2.3 |
| 4 | 天神川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 7.1 | 5.5 |
| 5 | 桜川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 48.0 | 12.0 |
| 6 | 八島川 | 2次支川 | 桜川合流点～指定区間上流端 | 18.0 | 9.3 |
| 7 | 御祭川 | 3次支川 | 八島川合流点～指定区間上流端 | 6.0 | 3.5 |
| 8 | 大滝根川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 249.0 | 45.4 |
| 9 | 檜山川 | 2次支川 | 大滝根川合流点～指定区間上流端 | 40.1 | 4.0 |
| 10 | 牧野川 | 2次支川 | 大滝根川合流点～指定区間上流端 | 63.0 | 21.3 |
| 11 | 堀越川 | 3次支川 | 牧野川合流点～指定区間上流端 | 18.5 | 5.0 |
| 12 | 町尻川 | 2次支川 | 大滝根川合流点～指定区間上流端 | 6.4 | 4.2 |
| 13 | 樋渡川 | 3次支川 | 蛇石川合流点～指定区間上流端 | 5.4 | 5.4 |
| 14 | 牛糞川 | 2次支川 | 大滝根川合流点～指定区間上流端 | 4.2 | 2.1 |
| 15 | 谷田川 | 2次支川 | 大滝根川合流点～指定区間上流端 | 137.5 | 23.0 |
| 16 | 黒石川 | 3次支川 | 谷田川合流点～指定区間上流端 | 55.0 | 17.5 |
| 17 | 藤田川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 44.4 | 19.0 |
| 18 | 後庵川 | 2次支川 | 藤田川合流点～指定区間上流端 | 6.2 | 1.2 |
| 19 | 逢瀬川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 56.6 | 21.6 |
| 20 | 大久保川 | 2次支川 | 逢瀬川合流点～指定区間上流端 | 5.4 | 1.8 |
| 21 | 馬場川 | 2次支川 | 逢瀬川合流点～指定区間上流端 | 11.0 | 4.2 |
| 22 | 南川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 14.4 | 14.8 |
| 23 | 笹原川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点上流1.4km地点 ～指定区間上流端 | 79.2 | 19.6 |
| 24 | 南川放水路 | 2次支川 | 笹原川合流点～指定区間上流端 | 8.8 | 3.5 |
| 25 | 多田野川 | 2次支川 | 笹原川合流点～指定区間上流端 | 23.1 | 10.5 |
| 26 | 西ノ川 | 2次支川 | 笹原川合流点～指定区間上流端 | 5.2 | 3.5 |
| 27 | 鶴巻川 | 2次支川 | 笹原川合流点～指定区間上流端 | 8.5 | 4.2 |
| 28 | 滑川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 71.0 | 24.2 |
| 29 | 神明川 | 2次支川 | 滑川合流点～指定区間上流端 | 6.8 | 7.0 |
| 30 | 岩根川 | 2次支川 | 滑川合流点～指定区間上流端 | 20.1 | 8.0 |
| 31 | 釈迦堂川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点上流1.7km地点 ～指定区間上流端 | 307.8 | 38.5 |
| 32 | 後藤川 | 2次支川 | 釈迦堂川合流点～指定区間上流端 | 7.0 | 3.5 |
| 33 | 竜田川 | 2次支川 | 釈迦堂川合流点～指定区間上流端 | 18.2 | 9.5 |
| 34 | 第二竜田川 | 3次支川 | 竜田川合流点～指定区間上流端 | 5.0 | 3.0 |
| 35 | 隈戸川 | 2次支川 | 釈迦堂川合流点～指定区間上流端 | 111.7 | 29.8 |
| 36 | 外面川 | 3次支川 | 隈戸川合流点～指定区間上流端 | 24.5 | 8.5 |
| 37 | 江花川 | 2次支川 | 釈迦堂川合流点～指定区間上流端 | 74.3 | 26.0 |
| 38 | 箕ノ子川 | 3次支川 | 江花川合流点～指定区間上流端 | 17.3 | 13.1 |
| 39 | 稲川 | 2次支川 | 釈迦堂川合流点～指定区間上流端 | 18.4 | 5.7 |
| 40 | 取上川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 15.2 | 2.3 |
| 41 | 初瀬川 | 1次支川 | 阿武隈川合流点～指定区間上流端 | 17.9 | 5.6 |

第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

市街地が著しい地域及び被害が頻発している地域を中心とした家屋等の浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、下記の場所において、築堤、引堤、掘削により、河積を拡大し河川改修を実施する。

また、施行にあたっては、現在の河床形状を重視するなどにより、自然環境に配慮するとともに、必要に応じ人々が水辺で親しめるよう階段工を設置する。

表-3 に示す各河川の位置は次図に示したとおりである。

表-3 本計画期間内の河川整備一覧表

| 管内 | No. | 河川 | 区間 | 流長 (km) |
|--------------------------------|-----|-------|-------------------------------------|---------------|
| 県 中 | | 桜川 | 阿武隈川合流点～ 国道288号バイパス | 4.5 (11.4) |
| | | 大滝根川 | 牧野川合流点～下流へ4.4km | 4.4 |
| | | 谷田川 | 鬼越橋～十五田橋 | 2.4 |
| | | 逢瀬川 | 逢瀬橋～幕内橋 国道49号～東北自動車道 | 2.4 |
| | | 南川 | 阿武隈川合流点～上流へ2.0km 国道4号バイパス～東北自動車道 | 4.8 |
| | | 笹原川 | 東北本線～南川放水路合流点 | 3.9 |
| | | 南川放水路 | 南川分流点～笹原川合流点 | 3.5 |
| | | 滑川 | 阿武隈川合流点～国道4号 | 1.7 |
| | | 江花川 | 釈迦堂川合流点～布川橋 | 0.6 |

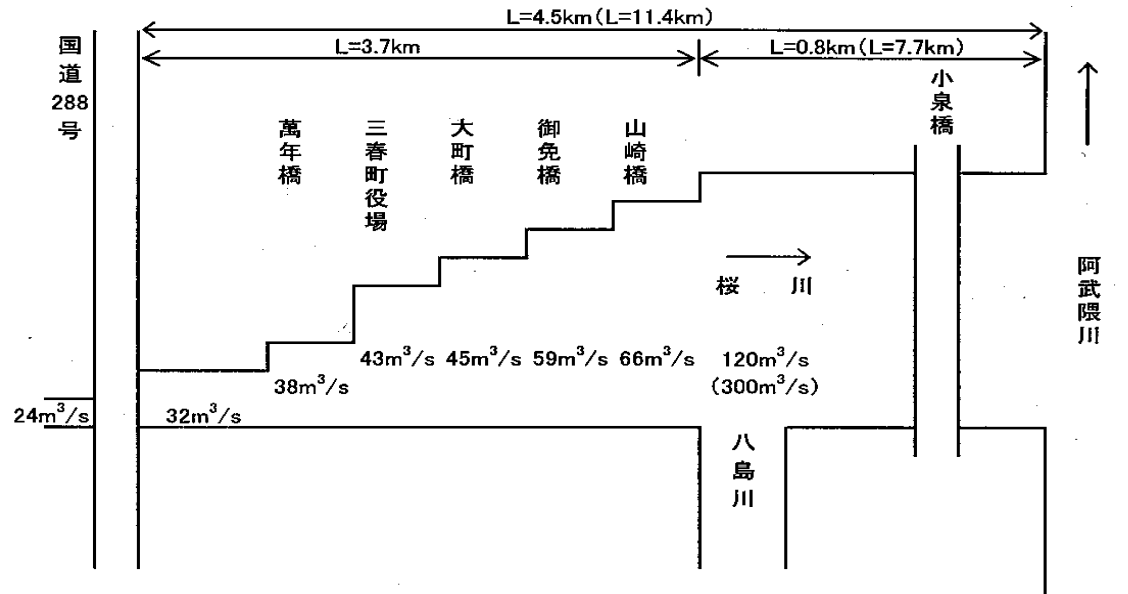
()は長期計画の延長

(1) 桜川 (阿武隈川合流点 ~ 国道 288 号バイパス)

阿武隈川合流点から八島川合流点 7.7km 区間の内、重点 3 地区 (阿武隈川合流点付近 0.2km、聖和園付近 0.2km、大峰橋付近 0.4km、計 0.8km)、八島川合流点から国道 288 号バイパス付近 3.7km、合計 4.5km において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削、護岸を実施する。

なお、実施にあたっては、魚類の生息に配慮して河道の澁筋の復元に努めるなど、現在の河川環境をできる限り尊重した河川整備を行う。

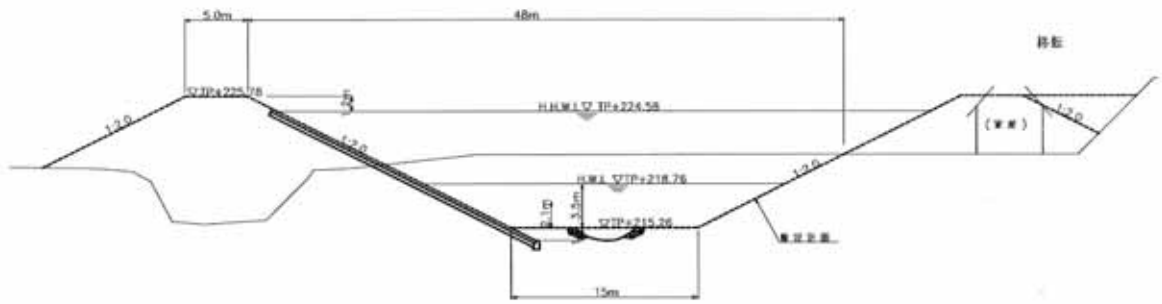
また、城下町の町並みが残る上流部の三春町においては、その景観と調和を図りながら街づくりと一体となった河川整備を行う。



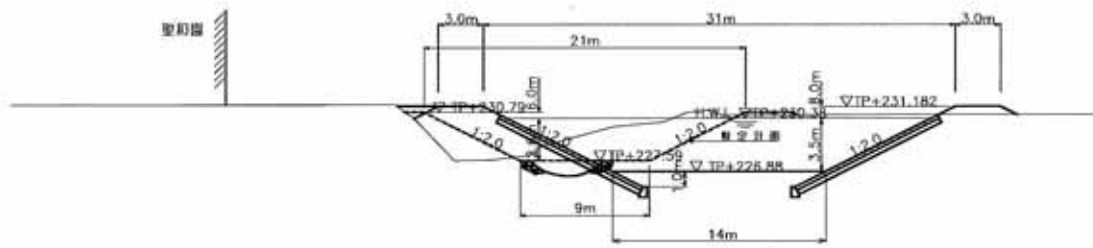
計画流量配分図(桜川)



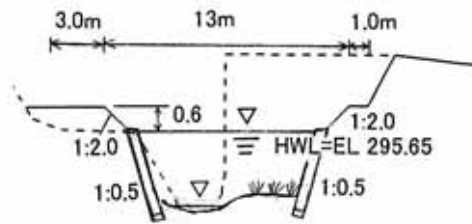
桜川 (大町橋付近)



代表横断面図(小橋地点付近 A-A)



代表横断面図(聖和園付近 B-B)



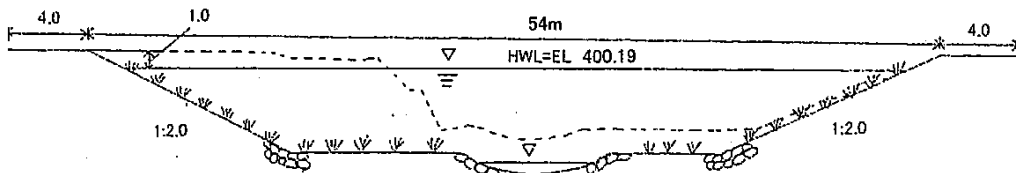
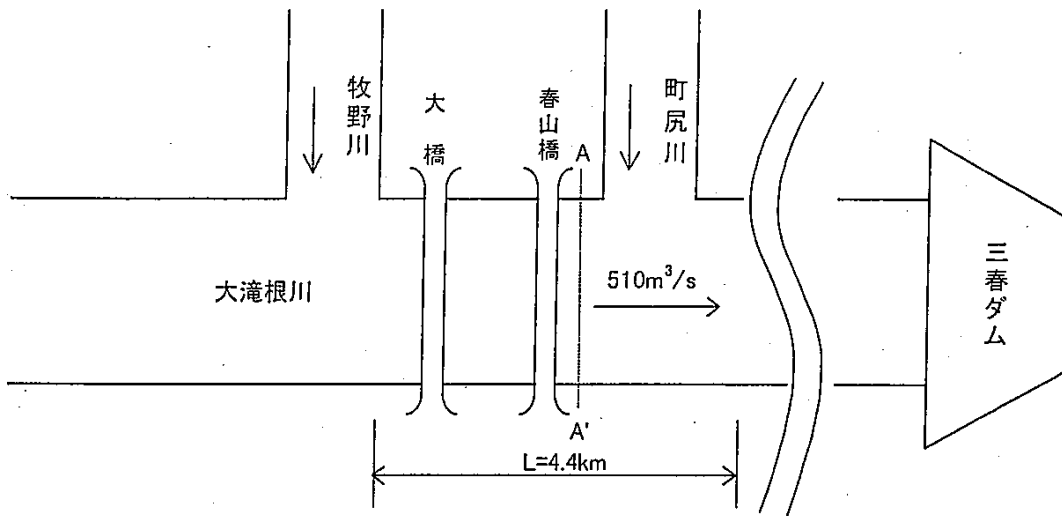
代表横断面図(八島川合流点～上流 0.8km 地点 C-C)
護岸構造については変更になることもある。

(2) 大滝根川（牧野川合流地点～下流へ4.4km）

牧野川合流地点より下流4.4km区間において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削を実施する。

なお、実施にあたっては、魚類の生息環境に配慮して河道の滞筋の復元に努めるなど、現在の河川環境をできる限り尊重した河川整備を行う。

市街地部については、周辺的环境に配慮した河川整備を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

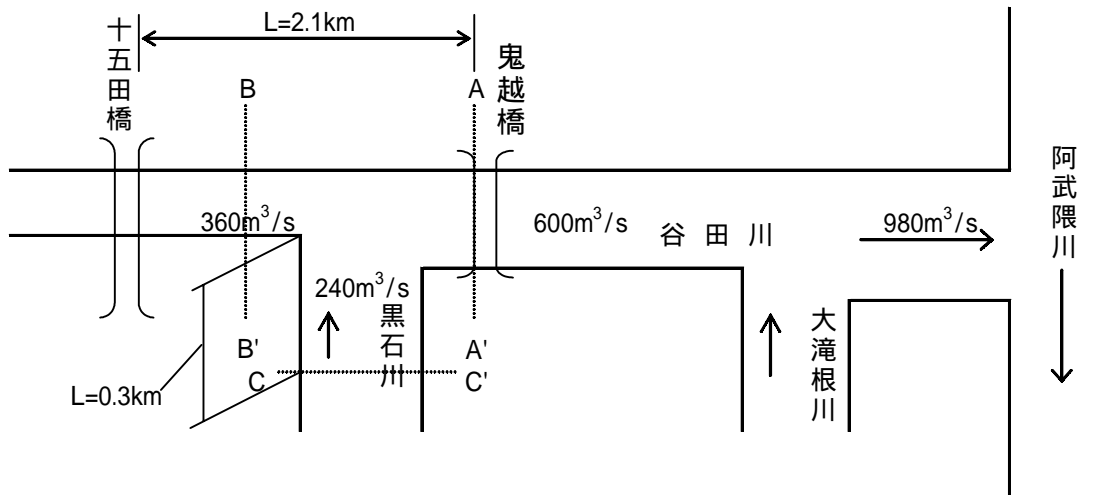


代表横断面図(春山橋地点 A-A)

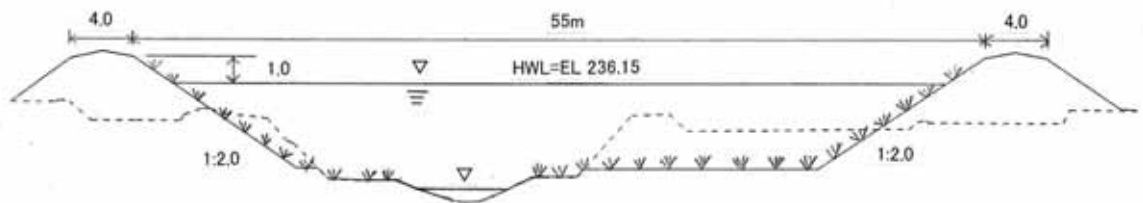
(3) 谷田川 (鬼越橋～十五田橋)

鬼越橋から十五田橋間 (2.4km) において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削を実施する。

実施にあたっては、魚類の生息に配慮し、現在の河道の滲筋を保全するよう努める。また、周辺的环境に配慮した河川整備を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

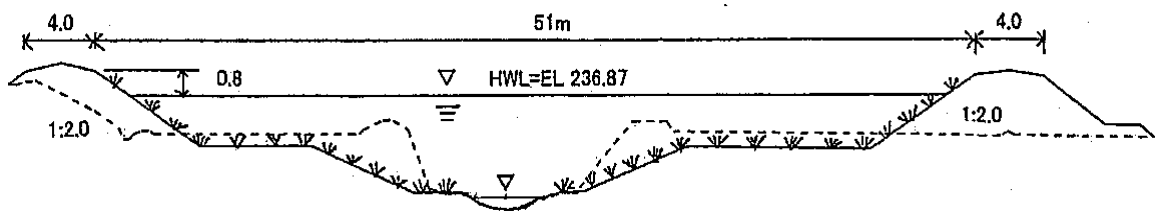


計画流量配分図(谷田川)



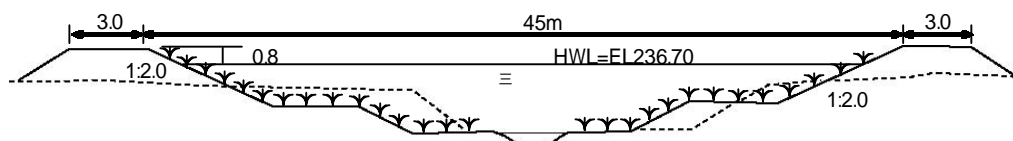
代表横断図(黒石川合流点～下流 100m 地点:A-A)

護岸構造については変更になることもある。



代表横断図(黒石川合流点～上流 200m 地点:B-B)

護岸構造については変更になることもある。



代表横断図(谷田川合流点～上流 300m 地点:C-C)

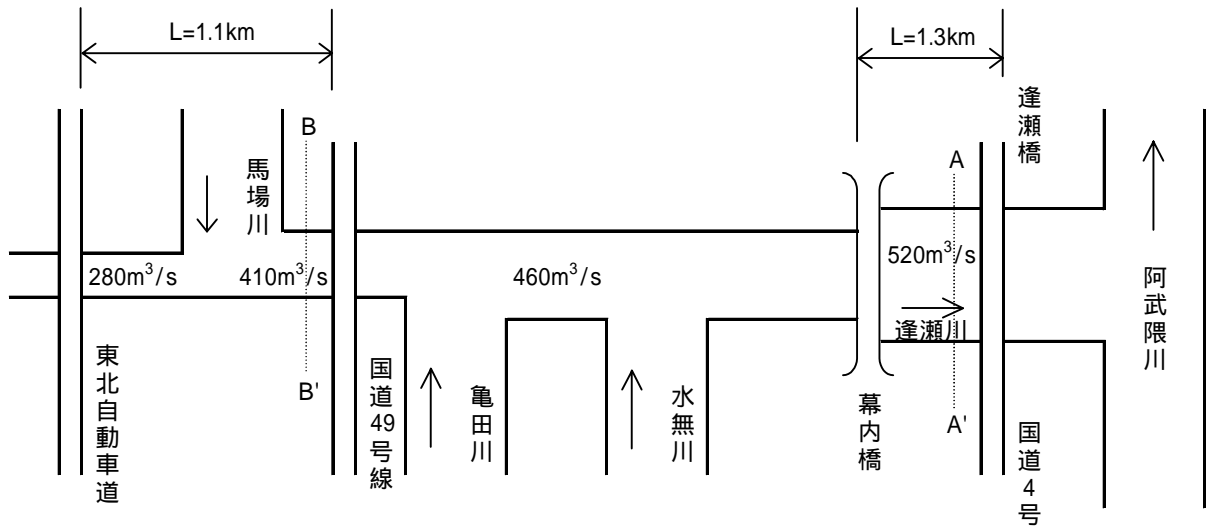
護岸構造については変更になることもある。

(4) 逢瀬川（逢瀬橋～幕内橋、国道49号～東北自動車道）

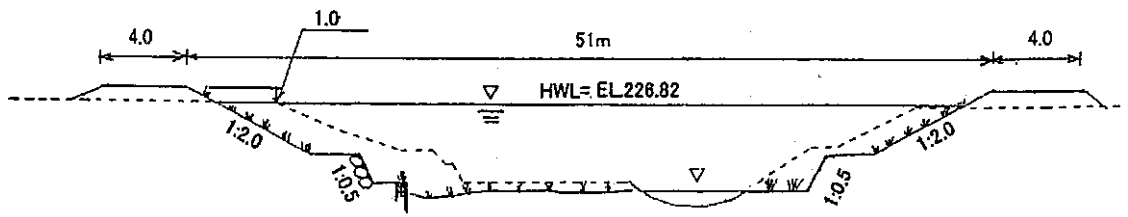
逢瀬橋から幕内橋間（1.3km）と国道49号から東北自動車道間（1.1km）において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削を実施する。

なお、現在、「ふるさとの川モデル事業」とあわせて地域住民との意見交換会を開催しながら、現在の河道の滲筋を極力保全するなど、動植物の生息・生育に配慮した河川整備を行っている。今後も引き続き地域住民と連携しながら、河川整備を実施する。

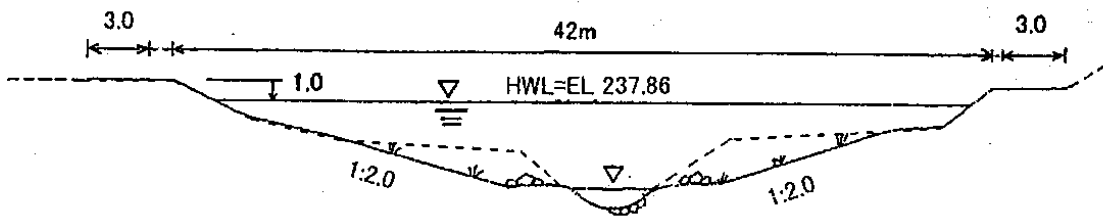
さらに、現在実施している河川を利用した多種にわたるイベント（自然観察会、植樹祭り、河川清掃等）を今後も継続的に行なう。



逢瀬川（幕内橋付近）



代表横断面図(阿武隈川合流点～上流 2.8km 地点:A-A)
護岸構造については変更になることもある。



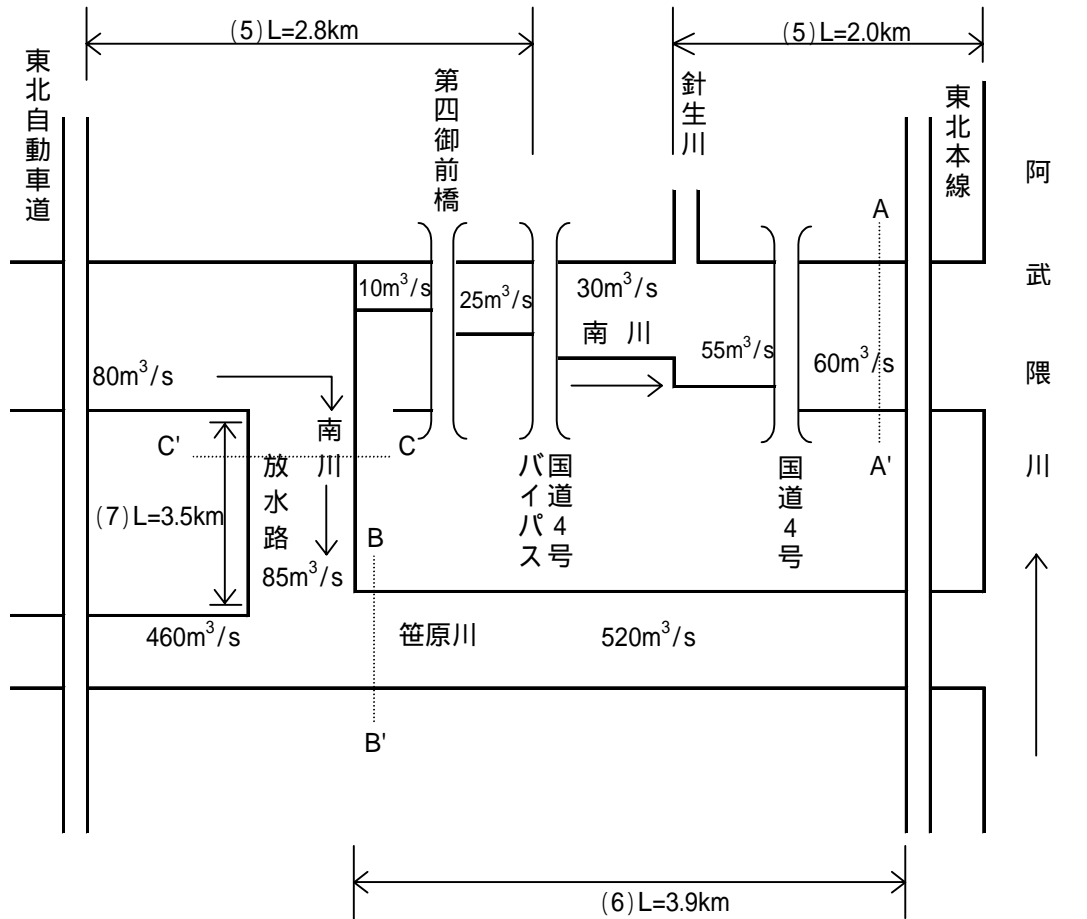
代表横断面図(阿武隈川合流点～上流 6.8km 地点:B-B)

(南川、笹原川、南川放水路)

南川は郡山市街地を流下しているため、その沿川には多くの住宅地が広がっている。

洪水時に氾濫が発生した場合、浸水被害は甚大なものになる可能性がある。

そのため、南川の洪水時の流水を南川放水路で流下し、笹原川に流入させることにより、南川沿川に広がる市街地の浸水被害の防止、軽減を図ることを主目的に、南川、笹原川、南川放水路を一体とした整備事業を行う。

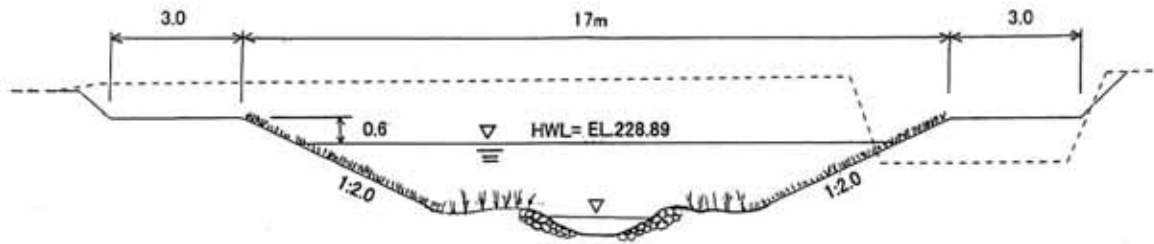


計画流量配分図(南川・笹原川・南川放水路)

(5) 南川 (阿武隈川合流点 ~ 上流へ 2.0km、国道 4 号バイパス ~ 東北自動車道)

洪水時の上流部からの流水を放水路により笹原川へ放流することと、河道改修を合わせて行い、阿武隈川合流点から上流へ 2.0km と国道 4 号バイパスから東北自動車道までの 2.8km において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に掘削を実施する。

なお、実施にあたっては、魚類の生息に配慮して河道の滲筋の復元に努めるなど、現在の河川環境をできる限り尊重する。また、市街地部については、周辺的环境に配慮した河川整備を行い、良好な水辺空間の形成を図る。



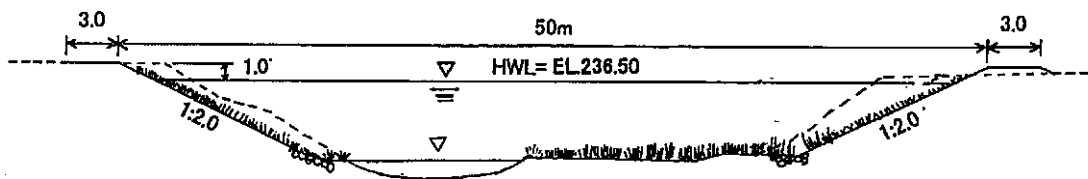
代表横断面図(東北本線上流 120m 地点:A-A)

(6) 笹原川 (東北本線 ~ 南川放水路合流点)

東北本線から南川放水路合流点 (3.9km) において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に掘削を実施する。

また、実施にあたっては、魚類の生息に配慮して現在の河道の滲筋を極力保全するなど、現在の河川環境をできる限り尊重した河川整備を行う。

なお、実施にあたっては、市街地部については、周辺的环境に配慮した河川整備を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

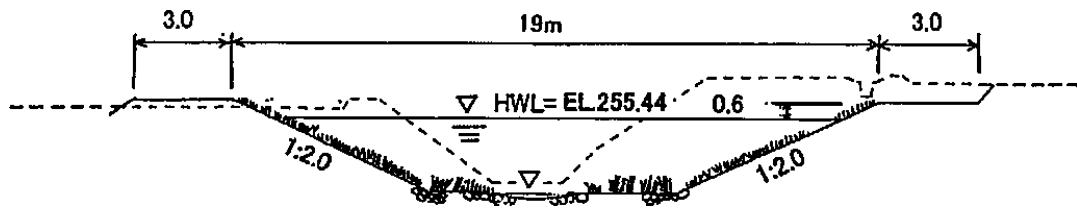


代表横断面図(南川放水路合流点直下流地点:B-B)

(7) 南川放水路 (南川分流点 ~ 笹原川合流点)

南川分流点から笹原川合流点 (3.5km) において、洪水時の南川上流部からの流水を笹原川へ放流することにより浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削を実施する。

なお、実施にあたっては、魚類の生息に配慮して滞筋の復元に努めるなど、現在の河川環境をできる限り尊重した河川整備を行う。

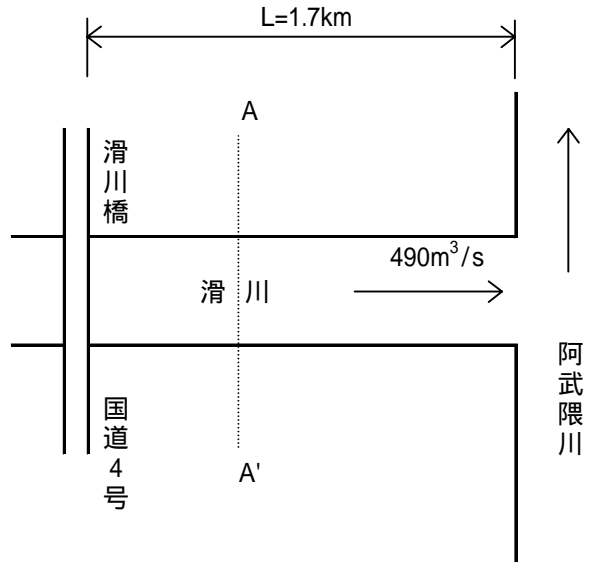


代表横断面図 (笹原川合流点 ~ 上流 2.3km 地点:C-C)

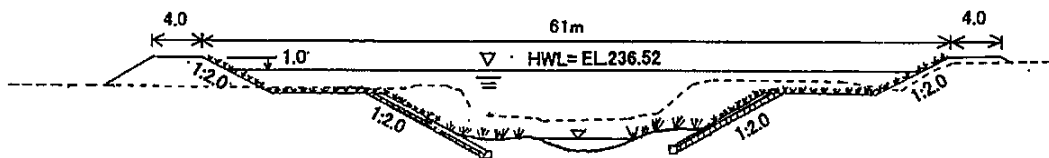
(8) 滑川 (阿武隈川合流点 ~ 国道 4 号)

阿武隈川合流点から国道 4 号 (1.7km) において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削を実施する。

なお、実施にあたっては、魚類の生息に配慮して滞筋の復元に努めるなど、現在の河川環境をできる限り尊重した河川整備を行う。



計画流量配分図 (滑川)



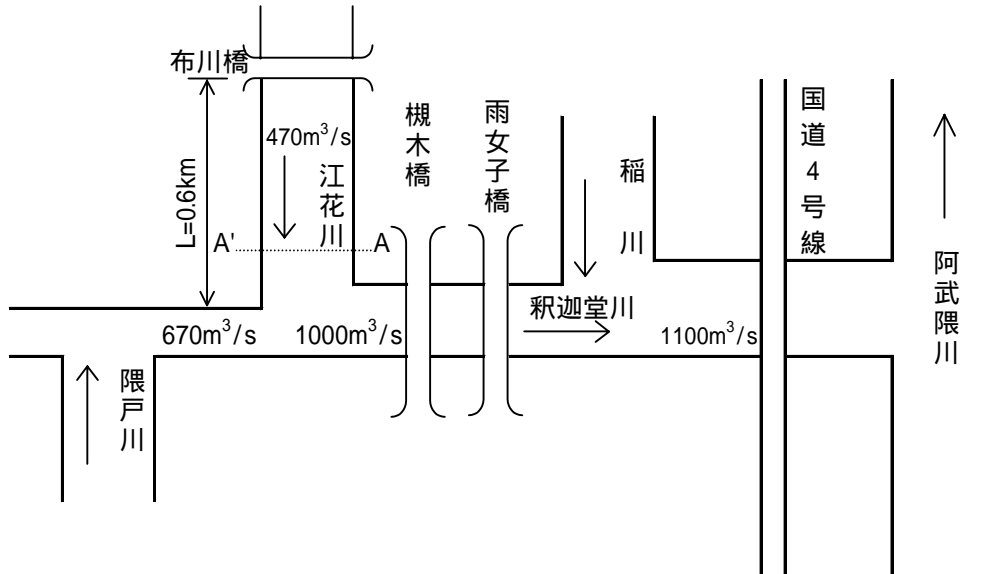
代表横断図 (阿武隈川合流点 ~ 上流 1.0km 地点: A-A)

護岸構造については変更になることもある。

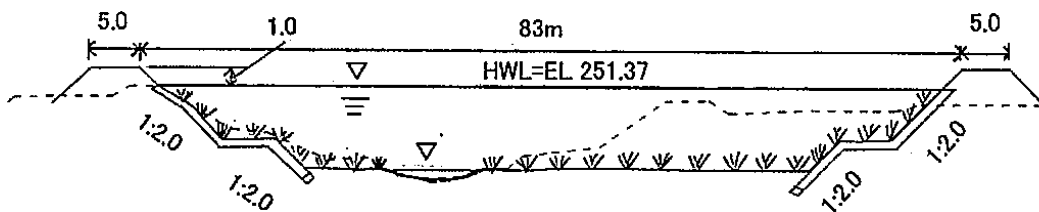
(9) 江花川（釈迦堂川合流点～布川橋）

釈迦堂川合流点から布川橋（0.6km）において、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に築堤、掘削を実施する。

なお、実施にあたっては、魚類の生息に配慮して現在の河道の滞筋を極力保全するなど、現在の河川環境をできる限り尊重した河川整備を行う。



計画流量配分図(江花川)



代表横断面図(釈迦堂川合流点上流 0.3km 地点:A-A)

護岸構造については変更になることもある。

2 河川の維持の目的、種類、施行の場所

(1) 河川の維持の目的

郡山圏域の地域特性を踏まえつつ、洪水等による災害の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持、および河川環境の整備と保全を総合的に行うことを目的とする。

(2) 河川の維持の種類、施行の場所

ア 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

堤防及び護岸は、洪水流を河道で処理するための基本的な構造物であるため、漏水・亀裂の有無などの堤防の状態を点検し、必要に応じて補修を行う。河道内の堆砂については、堆砂状況を把握するとともに、魚類、植生に配慮しつつ、必要に応じた浚渫を行うことで、河道の保全に努め、常に良好な状態を維持する。

また、植生の管理については、洪水時の流水に悪影響にならないよう動植物の生息・生育に配慮した伐採や刈り取りを行うなど、必要に応じて適切な管理を行う。

樋門などの河川管理施設の維持管理については、緊急時に所要の機能が発揮されるように定期的な点検を実施し、常に良好な状態を維持する。

また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会を実施し、的確な操作が実施できるような操作環境、操作体制の改善を必要に応じて行うこととする。

その他の河川占有工作物等については、適正な維持管理をするよう利水関係者に指導する。

(イ) 河川情報の管理

河川の水位、流量や流域内の降雨など河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測、収集して情報の提供を行う。

イ 洪水管理

(ア) 洪水情報の提供

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動や、防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）との協力体制の強化を図る。

洪水時は河川情報の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図る。

(イ) 出水時の巡視、点検

河川管理施設の状況及び異常発生の有無を把握するため、洪水により被害の発生が予想される場合は河川の巡視を行う。

ウ 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検や連絡情報手段を確保するとともに情報収集に努める。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ 水環境の保全

(ア) 水量、水質の監視

地域住民、関係部局との連携により水量、水質の監視を行い、その結果を必要に応じ関係部局と連携し情報提供を行う。

(イ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息する魚類等の生物だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。平時、汚染源に関する情報の把握を行うとともに、関係機関との連絡体制の強化を図り、発生時には迅速で適切な対応を行う。

(ウ) 流水の正常な機能の維持

地域住民、関係部局との連携により、湧水協議会の設置と活用、河川パトロールの実施、流域に対する啓蒙活動等の施策を実行に移し、流水の正常な機能の確保に努めるものとする。

オ ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努めると共に、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者に撤去させるものとする。

3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア 常時の情報提供

郡山圏域内の河川を適切に整備、保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に作り出すための河川愛護、美化思想の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報を、インターネット、情報誌、パンフレット等を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとする。

イ 非常時の情報提供

洪水時の河川情報（降雨量、水位）の収集を行い、地域住民に速やかに分かりやすいかたちで発表するとともに、関係機関に対しても洪水情報の迅速な提供を図る。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア 常時の連携

現在、逢瀬川で実施しているような地域住民との意見交換会の開催、河川清掃など住民の組織活動、河川をテーマとした総合学習への支援を行うものとする。

また、前述の手段（インターネット、情報誌、パンフレット等）を通して各種情報を提供するとともに、地域住民からの河川に関する情報が収集できる体制づくりを進め、地域との連繫を強化して河川清掃等のボランティア運動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行うものとする。

イ 非常時の連携

河川管理者と防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）の連携に努める。